

岩手県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成26年9月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム白梅の森	二戸市堀野字大畑1番地1	平成26年8月22日
	特別養護老人ホームわくわく荘	二戸市仁左平字横手6番地1	〃